

事務連絡
平成27年5月15日

各 { 都県衛生主管部（局）
大学（医学部）附属病院
を置く国公立大学
看護系大学院
を置く国公立大学
国公立医科大学
（医学部）附属病院
看護師特定行為・業務
試行事業実施指定施設
関係団体 } 御中

関東信越厚生局健康福祉部
医事課長

看護師の特定行為研修に関する説明会の開催について

平素より、看護行政の推進にご理解ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

看護師の特定行為に係る研修制度（以下「本制度」という。）については、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）において、保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）の一部が改正され、平成27年10月1日から施行（ただし、指定研修機関の申請に係る規定は同年4月1日から施行）されます。

つきましては、医療現場における本制度の理解促進及び特定行為研修を行う指定研修機関を確保するため、厚生労働省医政局看護課により下記の通り説明会が開催されますので、御案内致します。

記

1. 日時、場所

平成27年6月19日（金） 13時30分 ～ 15時45分
さいたま新都心合同庁舎1号館1階 多目的会議室
（埼玉県さいたま市中央区新都心1番地1）

2. 目的

- ・ 医療関係者の特定行為研修に関する理解を深め、特定行為研修の円滑な実施及び特定行為研修を修了した看護師の医療現場での活躍の推進を図る。
- ・ 指定研修機関の確保及び指定申請書の手続きの円滑化を図る。

3. 対象

- ① 関東信越厚生局管内の医療機関等に所属する医療関係者等
- ② 平成28年度から特定行為研修を行うため指定研修機関の指定を検討している者

4. 主催

厚生労働省医政局看護課看護サービス推進室

5. スケジュール

	時間	対象	備考
第1部：本制度の概要 (説明者：厚生労働省医政局看護課職員)	13:30 ～14:35	3①及び②	※質疑応答10分を含む
休憩	14:35 ～14:45		※第2部に出席されない方は、休憩時間内の退席をお願いします
第2部：指定研修機関の指定の申請に係る手続き等について (説明者：厚生労働省医政局看護課職員)	14:45 ～15:45	3②	※質疑応答30分を含む

6. 定員

100名程度（1施設あたり2名以内）

7. 参加申込み方法

説明会への参加を希望される場合は、必要事項を記入した参加申込用紙を添付の上、平成27年6月5日（金）までに、次の参加申込み専用メールアドレスへお申し込みください。

※ 申し込みが定員数に満たした時点で締め切りとなります。

参加申し込み専用メールアドレス：tokutei-kantou@mhlw.go.jp

<問い合わせ先>

関東信越厚生局 健康福祉部 医事課
担当： 横澤

TEL：048-740-0758

FAX：048-601-1331

本用紙は、関東信越厚生局公式ホームページ(<http://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kantoshinetsu/>)からもダウンロードできます。

看護師の特定行為研修に関する説明会 (参加申込用紙)

1. 説明会参加者

	都県	所属	職名	氏名	備考
1					
2					

※ 1施設あたり2名以内でお願いします。

2. ご担当者連絡先

	氏名	住所	電話番号

記入例

	都県	所属	職名	氏名	備考
1	埼玉県	〇〇大学附属病院	看護師	〇〇〇〇	
2	"	"	事務	●●●●	